川崎市告示第444号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和 7年 8月 22日

川崎市長 福田紀彦

令和6年度 指定介護機関(居宅療養管理指導) の部 廃止

指定番号	廃止名称年月日開設の場所	介護保険事業者番号
JII — 5 0 7 5 7	株式会社横浜調剤薬局 横浜市旭区若葉台3-6-1 宮前平薬局 宮前区宮崎6-9-5	1445580642

令和6年度 指定介護機関 (介護予防居宅療養管理指導) の部 廃止

指定番号	廃 止 年月日	名 開設の場所	介護保険事業者番号
JII — 5 0 7 5 7		株式会社横浜調剤薬局 横浜市旭区若葉台3-6-1 宮前平薬局 宮前区宮崎6-9-5	1445580642